明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認（人事院一―七八）　二
○国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則（同一―七九）　三
○年齢六十年以上退職者等の定年前再任用（同八―二一）　五
○給与法附則第八項の規定による俸給月額（同九―一四七）　五
○給与法附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給（同九―一四八）　五
○人事院規則一一―八（職員の定年）の全部を改正する人事院規則（同一一―八―五一）　六
○管理監督職勤務上限年齢による降任等（同一一―一一）　六
○定年退職者等の暫定再任用（同一一―一二）　六

〔告　示〕

○簡易ボイラー等構造規格の一部を改正する件（厚生労働四一）　七
○広島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一九三）　六
○道路に関する件（東北地方整備局二一）　六
○都市計画に関する件（同二二）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局四四）　九
○道路に関する件（同四五～四八）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局二四、二五）　七〇
○道路に関する件（北海道開発局一五～一八）　七〇

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院は、人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）、人事院規則一―七八（年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）、人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）、人事院規則八―二一（年齢六十年以上退職者等の定年前再任用）、人事院規則一一―八（職員の定年）、人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）及び人事院規則一一―一二（定年退職者等の暫定再任用）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部の委任に関し、決定した件（人事院公示二）　七一
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同三）　七二
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和四十五年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同四）　七四
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和六十年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件（同五）　七五
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成四年人事院公示第一号の一部改正に関し、決定した件（同六）　七六
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成十八年人事院公示第一九号の一部改正に関し、決定した件（同七）　七八
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成二十一年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同八）　八〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
公示送達関係　七七
裁判所
破産、免責関係　八六
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　一〇六
会社その他
会社決算公告　一〇七
一〇九